

平成 30 年 4 月 1 日

島根県作業療法士会 会員各位

一般社団法人 島根県作業療法士会  
学術部 石倉 健一

一般社団法人 島根県作業療法士会の査読委員公募の案内

謹啓

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、島根県作業療法士会では会員に対する学術的な活動として島根県作業療法学会の開催と併せて一般演題発表、生涯教育部の開催する現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊の学術誌においてそれぞれ、発表内容の水準を高める目的で査読を行います。

この度、査読委員（論文査読委員および事例査読委員）を下記の通り公募いたします。査読委員の職務は、島根県作業療法学会及び生涯教育制度にある現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊の学術誌に投稿された研究発表論文または事例報告を査読することであり、倫理上の問題や内容の確認等を行います。

査読委員の資格は、査読委員選考規定に示す基準を満たす必要がありますが、査読委員の定員制限はございません。島根県作業療法士会会員の質的向上のため、是非とも応募して下さるようお願い申し上げます。なお、査読委員への応募を希望する方は、下記の要領にしたがって申請くださるよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

査読委員応募要領

- 1 応募資格 島根県作業療法士会の会員であること
  - 認定作業療法士もしくは専門作業療法士
  - 修士課程修了者以上の学歴を有する会員
  - 県内養成校教員
  - 上記学歴と同程度の学識経験者
- 2 応募方法：①査読委員申請書の所定の欄に記入する、もしくは必要事項を入力したメールを、応募先宛てにお送りください。  
②基準を満たすと判断された場合、委嘱状をお送りいたします。
- 3 応募期日： 随時募集
- 4 応募先： 〒690-0015 島根県松江市上乃木5丁目1-8  
松江青葉病院 作業療法室内  
島根県作業療法士会 学術部 査読窓口 神村章子  
TEL：0852-21-3565 E-mail：[ot@matsueaoba.or.jp](mailto:ot@matsueaoba.or.jp)

## 査読委員申請書

私は、一般社団法人島根県作業療法士会の査読委員に就任することを申請いたします。

平成 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

査読は原則的に郵送による受け渡しを行ないますが、諸事情により、査読をメールにて行なうことがございます。メールでの査読が可能な場合のみ、メールアドレスをご記入ください。

メールアドレス \_\_\_\_\_

<臨床経験年数（必ずご記入ください）>

( \_\_\_\_\_ ) 年目

認定作業療法士 ・ 専門作業療法士

<学位> 修了した場合のみ記載ください

修士課程・博士課程前期

大学大学院

研究科

専攻

西暦

年修了

博士課程・博士課程後期

大学大学院

研究科

専攻

西暦

年修了

県内養成校教員の所属養成校名 ( \_\_\_\_\_ )

学識経験者の履歴等 ( \_\_\_\_\_ )

## 査読規程

(目的)

### 第 1 条

学術部は、会員に対する学術的な活動として島根県作業療法学会の開催と併せて一般演題発表、生涯教育部の開催する現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊の学術誌においてそれぞれ、発表内容の水準を高める目的で査読を行う。

(委員)

### 第 2 条

査読を行うため、査読委員を置き、その任期は2年とする。

(査読対象)

### 第 3 条

学術部の依頼によるものを除き、島根県作業療法学会及び生涯教育制度にある現職者共通研修事例検討、一般社団法人 島根県作業療法士会発刊の学術誌に投稿された研究発表論文または事例報告を査読する。

(査読委員の業務)

第 4 条 査読委員は、第 1 条の目的を達成するために、以下の業務を行う。

- (1) 学術部は、投稿原稿の専門分野に応じて査読委員を決定し、査読を依頼する。
- (2) 査読委員は、研究発表論文または事例報告を査読する。
- (3) 査読委員は、投稿原稿が投稿執筆規定に合致し、研究論文等として妥当な水準であるかどうかを審査し、「無修正で掲載可」、「修正後掲載可」、「修正後再査読」のいずれかの決定を行う。
- (4) 学術部は、投稿者に査読結果を通知する。
- (5) 学術部は、別に定める査読委員選考規程により査読委員の選考を行う。
- (6) 投稿原稿の審査は、主査1名 副査2名の査読委員によって行う。
- (7) 差し戻しの際は主査がコメント及び再審査を行う。

付則

この規程は平成26年4月1日より施行する

平成30年4月1日 一部改訂

## 査読委員選考規程

(目的)

### 第 1 条

この規程は、査読規程第 4 条に基づき、査読委員選考方法を定めるものである。

(査読委員の公募)

第 2 条 査読委員の選考は公募で行う。

(査読委員の選考基準)

第 3 条 査読委員の選考は、以下の項目のいずれかを満たすものについて判定する。

島根県作業療法士会の会員であること

- 認定作業療法士もしくは専門作業療法士
- 修士課程修了者以上の学歴を有する会員
- 島根県内養成校教員
- 上記学歴と同程度の学識経験者

査読委員の人数は、特に定めない。

(査読委員の任期)

第 4 条 査読委員の任期は 2 年とし、当該年度の開始に委嘱を行うこととする

付則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する